

価格転嫁の円滑化に関する協定書

東北経済産業局、宮城県、並びに厚生労働省宮城労働局、農林水産省東北農政局、国土交通省東北運輸局、宮城県経営者協会、宮城県商工会議所連合会、宮城県商工会連合会、宮城県中小企業団体中央会及び日本労働組合総連合会宮城県連合会(以下「協定締結機関」という。)は、以下のとおり、価格転嫁の円滑化に関する協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目 的)

第一条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における賃上げを実現するため、協定締結機関が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業・小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする。

(連携及び実施)

第二条 協定締結機関は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

(1) 価格転嫁の状況に関する情報収集と発信

- ① 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集
- ② 情報収集の結果の共有と発信

(2) 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知

- ① 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有
- ② ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知

(3) パートナースhip構築宣言の促進

- ① 県内企業への周知を通じた認知度の向上
- ② 宣言企業に対する支援策の創設

(4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(協定内容の変更)

第三条 協定締結機関のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

(有効期間)

第四条 本協定の有効期間は、締結の日から令和 6 年 3 月 31 日 までとする。

(協定外の事項)

第五条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、協定締結機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書の原本を 1 通作成し、協定締結機関はその写しを各自保有する。
なお、原本は東北経済産業局が保管する。

令和 5 年 5 月 22 日

経済産業省 東北経済産業局長

宮城県 宮城県知事

厚生労働省 宮城労働局長

農林水産省 東北農政局長

国土交通省 東北運輸局長

宮城県経営者協会 会長

宮城県商工会議所連合会 会長

宮城県商工会連合会 会長

宮城県中小企業団体中央会 会長

日本労働組合総連合会宮城県連合会 会長

戸邊 千広

村井 嘉浩

竹内 聡

坂本 修

田中 由紀

海輪 誠

藤崎三郎助

服藤 浩

佐藤 勘三郎

久思雅弘